

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 建築住宅課

法令名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	法令番号	平成19年法律第112号
手続名	指定登録機関の指定	根拠条項	第25条、第26条、第27条
審査基準	<p>第二十五条 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務(前節の規定による事務を除く。以下「登録事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2 指定登録機関の指定(以下この節において単に「指定」という。)は、登録事務を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>3 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。</p> <p>4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第八条から第十五条までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「第二十五条第二項の指定を受けた者」とする。</p>		
	<p>第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 第三十五条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五 心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの</p> <p>六 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>第二十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において他に指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。</p>		

<p>一 職員、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適確な実施のために適切なものであること。</p> <p>二 前号の登録事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>三 登録事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、登録事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。</p>									
受付 機関	建築住宅課	処理 機関	建築住宅課	交付 機関	建築住宅課	標準処理期間	日	目次 No.	
						標準経由期間	日		